

受託人件費単価規程

さくら野総合研究所 株式会社

1. 目的

この規程は、さくら野総合研究所 株式会社（以下、弊社という）が国及び地方公共団体、その他公共機関及び民間企業等外部から受託する、又は請け負う業務（以下、受託事業という）に関し、役務提供時の人件費単価を定めるものである。

2. 受託人件費単価

受託事業に係る受託人件費単価（客員研究員を含む）については、当該受託事業に従事する者の職責グレードに応じて、以下の通り基準日額および基準時間単価をもって定める。

（単位：円、税抜き）

職務区分	基準日額	基準時間単価
取締役	140,000	20,000
上席研究員	105,000	15,000
研究員	70,000	10,000

※基準日額の稼働時間は7時間を想定（移動時間を含む）

※基準日額及び基準時間単価は標準業務単価であり、実際に受託する事業の業務量及び難易度等を勘案して増減する場合がある。

【文書履歴】

令和5年4月5日：制定

令和6年4月1日：改1版